

# 青森県報

号外第六十四号

平成十九年  
七月一日  
(日曜日)

## 目 次

### 条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(人 事 課) …… 二
青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例……………	(総務学事課) …… 三
政治倫理の確立のための青森県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) …… 四
青森県県税条例の一部を改正する条例……………	(税 務 課) …… 五
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例及び青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(建築住宅課) …… 一六
青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………	(公営企業課) …… 一七
青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例……………	(警察本部) …… 一八
出納長の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例……………	(人 事 課) …… 一九
政治倫理の確立のための青森県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例……………	(議会事務局) …… 二〇

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月一日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第五十六号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「六月以上」を「十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）にあつては、六月以上）」に、「雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）」を「同法」に、「同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第二十三条第二項」に改め、同条第三項中「六月以上」を「十二月以上（特定退職者にあつては、六月以上）」に改める。

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条第十六項中「又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」を削る。

附 則

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第三項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十条第一項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第四十二条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月一日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第五十七号

青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例

（青森県情報公開条例の一部改正）

第一条 青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号八中「及び日本郵政公社」を削る。

（青森県個人情報保護条例の一部改正）

第二条 青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第四号八中「及び日本郵政公社」を削る。

附則

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

政治倫理の確立のための青森県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十八号

政治倫理の確立のための青森県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための青森県知事の資産等の公開に関する条例（平成七年十二月青森県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中、「貯金」を「及び貯金」に改め、「及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を削り、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

1 この条例は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の改正規定及び次項の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

2 改正後の政治倫理の確立のための青森県知事の資産等の公開に関する条例第二条の規定の適用については、平成十九年十月一日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第三条第十号に

規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十九号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「均等割額によつて」の下に「第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて」を加え、同項第四号中「本節中」を「この節において」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 法人課税信託（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの

第三十五条第一項第七号中「本号」を「この号」に改め、同条第三項中「本節」を「この節」に改め、同条第四項中「収益事業」の下に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第五項中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、「収益事業」の下に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第六項中「行なう」を「行う」に改め、「含む。」の下に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「本節」を「この節」に改める。

第三十五条の二を第三十五条の二の二とし、第三十五条の次に次の一条を加える。

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

- 第三十五条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、次条、第三十五条の三、第三十五条の五、第四十七条、第四十九条及び第五十一条第三項を除く。第三項において同じ。）の規定を適用する。
- 2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。
- 3 前二項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十九条第一項の表の第一号	資本金等の額	当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第三十五条の二第一項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第一項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額
第四十九条第一項の表の第二号から第四号まで	資本金等の額	当該法人に係る固有法人の資本金等の額
第四十九条第三項	法人の 現在における	法人に係る固有法人の 現在における当該法人に係る固有法人の
第五十一条第一項及び第二項	均等割額	当該法人が固有法人である場合にあっては当該固有法人に係る法人課税信託の受託者が納付すべき均等割額

第三十五条の三を次のように改める。

(県民税と信託財産)

第三十五条の三 信託財産について生ずる所得については、信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。)が当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、この節の規定を適用する。ただし、集団投資信託(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第十三条第三項第一号に規定する集団投資信託をいう。第五十五条の六において同じ。)、退職年金等信託(同項第一号に規定する退職年金等信託をいう。)(又は法人課税信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2 法第二十四条の三第二項に規定する信託の変更をする権限を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者(受益者を除く。)(は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

第三十五条の四中「無記名の株式」を「無記名株式等(所得税法第十四条第一項に規定する無記名株式等をいう。)(」に、「合同運用信託のうち、貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五号)第二条第一項」を「同法第二条第一項第十二号」に改め、「投資信託」の下に「(同項第十二号の二に規定する投資信託をいう。)(」を加え、「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託(同項第十五号の五に規定する特定受益証券発行信託をいう。)(」に、「本条」を「この条」に改める。

第三十六条第二項中「(昭和四十年法律第三十三号)」を削る。

第五十三条中「若しくは第八十二条の七第一項」を削る。

第五十五条の六第一項中「信託会社」を「法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人」に、「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託(所得税法第七十六条第二項に規定する特定投資信託以外の投資信託をいう。以下本条)を「集団投資信託(国内にある営業所に信託されたものに限る。以下この条)に、「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の」を「集団投資信託の」に改め、同条第二項中「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託」を「集団投資信託」に改める。

第五十五条の二十八中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第五十六条第一項第一号中「及び第三号」を削り、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第五項各号」に改め、「第四項」の下に「又は第五項」を、「投資信託及び投資法人に関する法律」の下に「（昭和二十六年法律第九十八号）」を加え、「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改め、「資産の流動化に関する法律」の下に「（平成十年法律第百五号）」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第四項中「いう。」の下に「又は法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受け」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 法人課税信託の引受けを行う個人には、第三項の規定により個人の行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人の行う事業に対する事業税を課する。

第五十六条の次に次の一条を加える。

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第五十六条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、次条及び第五十七条の二を除く。第三項において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 前二項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。



第六十条第一項第一号及び第三項第一号、第六十二条第一項並びに第六十五条	掲げる法人	掲げる法人で法第七十二条の二の二第七項に規定する固有法人であるもの
第六十条第一項第三号及び第三項第三号	その他の法人	その他の法人（第五十六条第一項第一号イに掲げる法人で法第七十二条の二の二第三項に規定する受託法人であるものを含む。）
第六十条第三項	法人で	法七十二條の二の二第三項に規定する受託法人及び三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う同条第七項に規定する固有法人で

第五十七條の二を次のように改める。

（事業税と信託財産）

第五十七條の二 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この節の規定を適用する。ただし、集団投資信託（法人税法第二条第二十九号に規定する集団投資信託をいう。第三項において同じ。） 、退職年金等信託（同法第十二条第四項第一号に規定する退職年金等信託をいう。第三項において同じ。） 、特定公益信託等（同条第四項第二号に規定する特定公益信託等をいう。第三項において同じ。） 又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

2 法第七十二条の三第二項に規定する信託の変更をする権限を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

3 法人が受託者となる集団投資信託、退職年金等信託又は特定公益信託等の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該法人の各事業年度の所得の金額、各連結事業年度の連結所得の金額及び清算所得の金額の計算上、当該法人の資産及び負債並びに収

益及び費用でないものとみなして、この節の規定を適用する。

第五十八条第一号中「及び第三号」を削り、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

第六十条第一項中「特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項第一号二を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の六・六の税率を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六の税率を乗じて得た金額

第六十条第四項を同条第三項とする。

第六十二条中「各特定信託の各計算期間に係る特定信託所得並びに」を削り、同条第一号中「又は各計算期間」を削り、「第十五項」を「第十四項」に改め、同条第二号中「又は計算期間」を削る。

第七十一条第一号中「第七十二条の二第九項第一号」を「第七十二条の二第十項第一号」に、「第七十二条の二第七項、第八項又は第九項第六号」を「第七十二条の二第八項、第九項又は第十項第六号」に改め、同条第一号中「第七十二条の二第七項」を「第七十二条の二第八項」に、「同条第八項又は第九項第六号」を「同条第九項又は第十項第六号」に改め、同条第三号中「第七十二条の二第八項」を「第七十二条の二第九項」に、「同条第九項第六号」を「同条第十項第六号」に改める。

第七十二条第四号中「第七十二条の二第九項第五号」を「第七十二条の二第十項第五号」に改める。

第七十六条第一項中「本節」を「この節」に、「事業者（同法）を「事業者（消費税法）」に改め、「免除される事業者」の下に「（同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。）」を加え、同項第一号中「本項」を「この項」に改め、同項第三号中「本号」を「この号」に改め、同条第三項

及び第四項中「本節」を「この節」に改める。

第七十六条の三を次のように改める。

(譲渡割と信託財産)

第七十六条の三 信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。)は当該信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等は当該受益者の課税資産の譲渡等とみなして、この節の規定を適用する。ただし、集団投資信託(法人税法第二条第二十九号に規定する集団投資信託をいう。)、法人課税信託(同条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。次条において同じ。)、退職年金等信託(同法第十二条第四項第一号に規定する退職年金等信託をいう。)、又は特定公益信託等(同項第二号に規定する特定公益信託等をいう。)の信託財産に属する資産及び当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等については、この限りでない。

2 法第七十二条の八十第二項に規定する信託の変更をする権限を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者(受益者を除く。)は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

第七十六条の三の次に次の一条を加える。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第七十六条の三の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び課税資産の譲渡等をいう。次項において同じ。)(ことに、それぞれ別の者とみなして、この節(第七十六条から前条まで及び第七十六条の十第二項から第四項までを除く。第三項及び第四項において同じ。)(の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 個人事業者が受託事業者（法人課税信託の受託者について、前二項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この項において同じ。）である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。

4 一の法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託資産等は、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者の信託資産等とみなして、この節の規定を適用する。

附則第三条の二の次に次の一条を加える。

（公益信託に係る県民税の課税の特例）

第三条の二の二 当分の間、法附則第三条の二の三第一項に規定する公益信託の信託財産について生ずる所得については、当該公益信託の委託者又はその相続人その他の一般承継人が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、第二章第一節の規定を適用する。

2 前項の公益信託は、第三十五条第一項第四号の二に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

附則第四条の三第一項中「証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第二十八項に規定する外国投資信託）」を「又は証券投資信託（同法第二条第一項第十三号に規定する証券投資信託）」に改め、「若しくは特定投資信託（法人税法第二条第二十九号の三イに掲げる信託をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「所得税法第九条第一項第十一号」を「同法第九条第一項第十一号」に改め、「又は特定目的信託（資産の流動化に関する法律第一条第十三項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。）の収益の分配」を削り、「所得税法第二十四条」を「同法第二十四条」に改め、同項第一号中「特定株式投資信託」を「又は特定株式投資信託」に改め、「又は特定投資信託」及び「及び特定目的信託の収益の分配」を削る。

附則第七条の二第二項中「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十七号」に改め、同条第三項中

「から第三十七条まで」を、「第三十七条」に改め、同条第四項中「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十七号」に改める。

附則第七条の二の二中「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十七号」に改める。

附則第八条の二の二中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二十条第二十項に規定する有価証券先物取引」を「第二十八条第八項第三号イに掲げる取引」に改める。

附則第八条の三中「法人税割、」を「法人税割及び」に改め、「及び特例適用期間内に終了する各特定信託の各計算期間分の法人税割」を削る。

附則第八条の四第一項中「第二十九条十九項」を「第二十九条十二項」に、「除く。」で「を」を除き、法人課税信託（第三十五条第一項第四号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である法人にあつては、当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第三十五条の二第一項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第一項に規定する固有資産等が帰属する者として第二章第一節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この項において同じ。）に限る。）で「に改め、「個別帰属法人税額」の下に「（法人課税信託の受託者である法人にあつては、当該法人に係る固有法人の各事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は当該法人に係る固有法人の各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額をいう。）」を加える。

附則第八条の四の二を次のように改める。

（公益信託に係る事業税の課税の特例）

第八条の四の二 当分の間、法附則第八条の四第一項に規定する公益信託の委託者又はその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなして、第二章第二節の規定を適用する。

2 前項の公益信託は、第五十六条第四項に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

附則第八条の五中「同条第四項第二号イ」を「同条第三項第二号」に改める。

附則第八条の六の次に次の一条を加える。

(公益信託に係る地方消費税の課税の特例)

第八条の六の二 当分の間、法附則第九条の三の二第一項に規定する公益信託の委託者又はその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等（第七十六条第一項に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）は当該委託者等の課税資産の譲渡等とみなして、第二章第三節の規定を適用する。

2 前項の公益信託は、第七十六条の三第一項ただし書に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

#### 附則

1 この条例は、信託法（平成十八年法律第八号）の施行の日から施行する。ただし、附則第七条の二及び第七条の二の二の改正規定は平成二十年四月一日から、第五十五条の二十八の改正規定及び第五十六条第一項第一号口の改正規定（「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。）並びに附則第八条の二の二の改正規定及び附則第八条の四第一項の改正規定（「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。）は証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

2 改正後の青森県県税条例（以下「改正後の条例」という。）第三十五条、第五十三条、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二、第五十八条、第六十条、第六十二条、第七十六条、第七十六条の三及び第七十六条の三の二並びに附則第三条の二の二、第八条の三から第八条の四の二まで及び第八条の六の二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては施行

日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）第三条第一項、第六条第一項、第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。以下同じ。）について適用し、施行日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。以下同じ。）については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

3 改正後の条例第三十五条の二の規定は、施行日以後に効力が生ずる法人課税信託（遺言によってされた信託で法人課税信託に該当するものにあつては施行日以後に遺言がされたものに限り、新法信託に該当する法人課税信託を含む。）について適用する。

4 改正後の条例第三十五条の三第一項の規定は、施行日以後に効力が生ずる信託の信託財産に属する資産及び負債について生ずる所得について適用し、施行日前に効力が生じた信託の信託財産について生ずる所得については、なお従前の例による。

5 改正後の条例第三十五条の四の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同条に規定する利子等について適用し、施行日前に支払を受けるべき改正前の青森県県税条例（以下「改正前の条例」という。）第三十五条の四に規定する利子等については、なお従前の例による。

6 改正後の条例第五十五条の六の規定は、同条第一項に規定する集団投資信託の信託財産について施行日以後に徴収される利子割の額について適用し、改正前の条例第五十五条の六第一項に規定する合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の信託財産について施行日前に徴収された利子割の額については、なお従前の例による。

7 改正後の条例附則第四条の三第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が施行日以後に同条第一項に規定する配当所得を有することとなる場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が施行日前に改正前の条例附則第四条の三第一項に規定する配当所得を有することとなる場合には、なお従前の例による。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例及び青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 青森県条例第六十号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例及び青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例(平成十一年十二月青森県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一号中「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」を「第三十一条の二第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号八」に改め、同条第二号中「第三十一条の二第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」を「第三十一条の二第二項第十六号二、第六十二条の三第四項第十六号二」に改める。

(青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例(平成十二年三月青森県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」を「第三十一条の二第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号八」に改め、同条第三号中「第三十一条の二第二項第十五号二及び第六十二条の三第四項第十五号二」を「第三十一条の二第二項第十六号二及び第六十二条の三第四項第十六号二」に改める。

別表第一号中「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」を「第三十一条の二第二項第十五号八、第六十二条の三第



四項第十五号八」に改め、同表第二号中「第三十一条の二第二項第十五号二若しくは第六十二条の三第四項第十五号二」を「第三十一条の二第二項第十六号二若しくは第六十二条の三第四項第十六号二」に改める。

#### 附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 青森県条例第六十一号

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「六月以上」を「十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものをいう。以下同じ。）にあつては、六月以上）」に、「雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）」を「同法」に、「同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものを」として管理者が定める者を同項」を「特定退職者を同法第二十三条第二項」に改める。

#### 附則

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

2 改正後の青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十七条第四項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十二号

青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例

青森県警察本部組織条例（平成六年十月青森県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中(七)を(八)とし、(六)の次に次のように加える。

(七) 犯罪による収益の移転防止に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

出納長の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十九年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十三号

出納長の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

(青森県特別職報酬等審議会設置条例の一部改正)

第一条 青森県特別職報酬等審議会設置条例(昭和三十九年七月青森県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第二条中「第五号」を「第四号」に改める。

第五条中「第一条第五号から第八十一号」を「第一条第四号から第八十号」に改める。

第十一条中「第一条第八十二号」を「第一条第八十一号」に改める。

別表第一出納長の項を削る。

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第二条第一項中「第五号」を「第四号」に改め、「出納長」を削り、同条第二項中「出納長」を削る。

第三条第一項中「第一条第五号から第八十一号」を「第一条第四号から第八十号」に改める。

第四条中「第一条第八十二号」を「第一条第八十一号」に改める。

別表第一、別表第二及び別表第四中「出納長」を削る。

(常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例(昭和三十五年三月青森県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「出納長」を削る。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(副出納長の設置及び定数条例の廃止)

第五条 副出納長の設置及び定数条例(昭和二十七年十二月青森県条例第七十七号)は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

政治倫理の確立のための青森県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月一日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第六十四号

政治倫理の確立のための青森県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための青森県議会議員の資産等の公開に関する条例(平成七年十二月青森県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号中「貯金」を「及び貯金」に改め、「及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を削り、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

1 この条例は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。ただし、第一条第一項第四号の改正規定及び次項の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

2 改正後の政治倫理の確立のための青森県議会議員の資産等の公開に関する条例第二条の規定の適用については、平成十九年十月一日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭